

第二十七回 帝國議會 貴族院議事速記録第五號

明治四十四年二月八日(水曜日)

午前十時二分開議

議事日程 第五號 明治四十四年二月八日

午前十時開議

- 第一 男爵川口武定君請暇ノ件
- 第二 請願委員長報告
- 第三 明治四十一年法律第十一號中改正法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會
- 第四 作業會計法中改正法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會
- 第五 東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會
- 第六 官吏恩給法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第七 官吏遺族扶助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第八 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第九 沖繩縣農工銀行補助ニ關スル法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十 民事訴訟法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十一 裁判所構成法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十二 羽越線速成ノ請願 會
- 第十三 里道整理ノ請願 會
- 第十四 區裁判所出張所設置ノ請願 會
- 第十五 山陰縱貫鐵道連絡線速成ニ關スル請願 會
- 第十六 郵便局設置ノ請願(文書表第十七號) 會
- 第十七 郵便局設置ノ請願(文書表第十八號) 會
- 第十八 松江監獄濱田分監移轉ニ關スル請願 會
- 第十九 老樹大木保護ノ法ヲ設定セラレタキ請願 會
- 第二十 飛越鐵道速成ニ關スル請願 會

○副議長(侯爵黑田長成君) 今日ハ議長ハ差支ニ付キマシテ本員代ッテ本席

貴族院議事速記録第五號

明治四十四年二月八日

副議長ノ報告

議員請暇ノ件

五五

ヲ保チマス、是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

〔東久世書記官朗讀〕

去ル三日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

明治四十三年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

明治四十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

官吏恩給法中改正法律案外二件特別委員會

委員長 公爵岩倉 具張君 副委員長 伯爵松平 賴壽君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

官吏恩給法中改正法律案可決報告書

官吏遺族扶助法中改正法律案可決報告書

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案可決報告書

請願委員會特別報告第一號

請願文書表第二回報告書

去ル四日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

明治四十一年法律第十一號中改正法律案

作業會計法中改正法律案

東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

民事訴訟法中改正法律案

裁判所構成法中改正法律案

一昨六日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

沖繩縣農工銀行補助ニ關スル法律案特別委員會 委員長 伯爵大木 遠吉君 副委員長 男爵關 義臣君

同日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

沖繩縣農工銀行補助ニ關スル法律案可決報告書

同日政府ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

鑛業法中改正法律案

○副議長(侯爵黑田長成君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス、第一、男爵川口

武定君請暇ノ件、川口男爵ハ病氣ニ付キマシテ二十一日間請暇ヲ申出デラレマシテゴザイマス、許可イタシテ御異存ハゴザイマセヌカ

○副議長(侯爵黒田長成君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 第二、請願委員長報告

〔田中芳男君演壇ニ登ル〕

○田中芳男君 御報告ヲ致シマスルガ、此請願委員會ハ昨年ノ議會ニ於キマシテ貴族院規則ノ第二章第三節ノ二十八條ニ請願委員ノ數ヲ改正ヲ致シマシテ二十七人トアリマシタノガ三十六人ニナリマシテゴザイマスカラ、當年ハ從前ニ比シテ九人多クナリマシタ、故ニ分科ヲ四ツニ致シマシテゴザイマス、其分科ノ各擔當ノ分類ハ既ニ彙報ニ委シク出テ居リマスカラ、皆サン御承知ノコト、思ヒマスルデ、再ヒ述ベマセヌ、ソコデ今度ノ請願委員會ニ於キマシテ、第一ニ正副委員長ノ選舉ヲ致シマシタノガ本年一月二十一日デ、請願委員會ノ定日ヲ水曜日ト定メマシテゴザイマス、ソコデ請願委員會ヲ開會イタシマシタノガ二度デアリマシテ、一月二十五日ト二月一日デゴザイマス、分科會ハ八回開キマシテ、各分科會ヲ二度ヅ、開キマシテゴザイマス、請願文書表ノ報告ハ二回報告イタシマシテゴザイマス、特別報告ハ第一號ヲ出シマシタバカリデ、其數ハ漸ク九件デゴザイマス、ソコデ請願書ノ受領ノ件數ト云フモノハ四百二件デアツテ、其連署ノ人名ノ數ハ六万六千二百二十二名デゴザイマス、請願文書表ニ掲載イタシマシタ所ノ件數ハ三百十五件デアツテ、其内院議ニ付スベシト決シマシタモノガ九件デゴザイマス、即チ今日ノ日程ノ意見書案九ツ、即チ其九ツヲ院議ニ付スベシト致シマシタ、其他ハマダ審査未了デゴザイマス、追ッテ結了ノ上報告イタシマス、ソレ故ニ請願文書表ニ載リマセヌモノガ八十七件アリマス、先ヅ唯今申上ゲタ通りノ次第デゴザイマス、此段御報告イタシマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 第三、明治四十一年法律第十一號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

明治四十一年法律第十一號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治四十四年二月四日
衆議院議長 長谷場 純孝

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

明治四十一年法律第十一號中改正法律案

明治四十一年法律第十一號中「四十三年度」ヲ「四十五年度」ニ改ム

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 明治四十一年法律第十一號ト申シマスルノハ、造幣局ノ運轉資本ヲ増加スルコト、竝ニ造幣局ノ設備ヲ擴張イタシマスコトニ關シテ、貨幣整理資金カラ一般會計ニ繰入金ラスルト云フ法律デアアルノデアリマス、其中、運轉資本増加ノコトハ、一年限リノコトデアリマスカラ、既ニ結了シテゴザイマスガ、此設備ノ擴張ト云フコトハ明治四十一年カラ四十三年度マデニ擴張イタシマスニ付イテ、其三年間ノ年度割ヲ以テ此貨幣整理資金カラ繰入ラスルトニナツテ居リマシタガ、明治四十二年度ノ豫算ノ場合ニ此三年間ノ事業ト云フモノヲバ五年間事業ノ繰延ヲシテ明治四十五年マデカ、ツテ擴張スルト云フコトニ致シタノデゴザイマスルノデ、茲ニ法律ニハ明治四十三年度ニ至ルト云フコトニナツテ居リマスノヲバ四十五年度マデ延バシテ繰入レテ宜シイヤウニ變ヘル必要ガ起リマシタノデ、此法案ヲ提出イタシタ次第デアリマス、ドウゾ御協賛相成リタイト思ヒマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 第四、作業會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

作業會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十四年二月四日

衆議院議長 長谷場 純孝

貴族院議長公爵徳川家達殿

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス

作業會計法第二條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
印刷局据置運轉資本ハ四十七萬圓トス

附則

本法ニ依ル資本増加ニ要スル資金ハ明治四十四年度ニ於テ一般會計ヨリ之ヲ繰入ス

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 此法律案ハ印刷局ノ運轉資本金ヲ十萬圓増加シヤウト云フ案デゴザイマス、唯今印刷局ノ運轉資本ハ三十七萬圓デアリマスガ之ヲ増加シテ四十七萬圓ニシヤウト云フデアリマス、是ハ印刷局ノ仕事ガ追々増加イタシマシテ、唯今ノ運轉資本デハ到底足りナイコトヲ認メマシタ故ニ、是ダケノ増額ヲシテ其必要ニ應ズル譯ニ相成ルデゴザイマス、是亦御審議ノ上ニ御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 唯今ノ第四ノ法案ハ第三ノ法案ト同一委員ニ付託シテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 御異議ガ無イト認メマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 第五、東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十四年二月四日

衆議院議長 長谷場 純孝

貴族院議長公爵徳川家達殿

東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案

東京府管内八丈島ノ地租ハ黃紬一段ニ付金一圓七十二錢五厘ノ割合ニ依リ換算シ現金ヲ以テ翌年五月限り之ヲ納付スヘシ

附則

本法ハ明治四十三年分地租ヨリ之ヲ適用ス

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 此法律案ハ八丈島ノ地租ヲ唯今マデハ物品デ納メシメテ居リマシタノヲバ之ヲ金納ニ變更シヤウト云フデアリマス、地租物品納ノコトハ段々整理ヲ致シマシテ今殘ッテ居リマスノハ、唯八丈島アルノミデ、八丈島ニ限ッテ地租ヲ物品デ納付スルト云フコトニナッテ居リマシタガ、之ヲ金納ニ變ヘルノデアリマシテ、金納ニ變ヘルト云フコトハ餘程整理ニナリマス上ニ、島民ノ納税ノ上ノ便宜カラ言ヒマスト大變便利ニナリマス次第デ、多年八丈島ノ人民ノ希望シテ居ッタコトデアリマス、此度丁度之ヲ島民ノ希望通り改正シヤウト云フ法案デアアルノデアリマスカラ、ドウゾ御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 別ニ御發議ガ無イト認メマスカラ次ノ日程ニ移リマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 第六、官吏恩給法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、第七、官吏遺族扶助法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、第八、官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

官吏恩給法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月三日

右特別委員長

公爵 岩倉 具張

貴族院議長公爵徳川家達殿

官吏遺族扶助法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月三日

右特別委員長

公爵 岩倉 具張

貴族院議長公爵徳川家達殿

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月三日

右特別委員長

公爵 岩倉 具張

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔公爵岩倉具張君演壇ニ登ル〕

○公爵岩倉具張君 本員ハ是ヨリ曩ニ政府ヨリ提出ニナリマシタル官吏恩給法中改正法律案外二案ニ付イテ委員會ノ經過及結果ヲ御報告イタシマス、ソレカラ本日ノ日程ニハ第六、第七、第八ト別々ニ掲ゲテゴザイマスガ、此三案共ニ至極簡單ナル法律案デゴザイマスカラ一ツニ纏メテ御報告ヲ致シマス、左様御承知ヲ願ヒタウゴザイマス、去ル二月三日ニ委員會ヲ開キマシテ正副委員長ノ選舉ヲ終リマシテ、引續イテ會議ニ移リマシタ、第一ニ政府委員ノ方ノ説明ヲ伺ヒマシタガ、要スルニ先達テ安廣政府委員ノ御説明ノアツタ如ク、元來政府ヨリ俸給ヲ受ケナイ所ノ官吏ハ恩給ノ恩典ニ與カルコトガ出來ナイノデゴザイマスガ、ソレノ除外例トシテ郡區ノ判任官ハ恩給ヲ受ケルコトニナツテ居リマス、其條文ヲ舉ゲテ見マスレハ、官吏恩給法第十四條ニ「郡區判任官ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並高等官試補判任官見習ハ恩給ヲ受クルノ權ナキモノトス」トゴザイマス、斯様ニ郡區ノ判任官ハ除外例ヲ以テ恩給ヲ受クルコトニナツテ居リマスガ、臺灣ノ稅務吏ハ未ダ其恩典ニ與カルコトガ出來ズニ居リマシタ、ソレヲ此度此改正案ニ據ツテ郡區ノ判任官ト同様ニ其恩典ニ浴セシメルト云フ趣意デアリマシテ、其條文「郡區判任官」ノ下ニ「及臺灣總督府地方廳稅務吏」ト云フ十二字ヲ入レマシテ改正ニナルコトニナルノデゴザイマス、要スルニ臺灣總督府地方廳ノ稅務吏ヲシテ内地ノ郡區判任官ト同様ノ恩典ニ浴セシメル趣意デゴザイマス、一ニノ質問ハゴザイマシタガ、全會一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス、終リニ此三案共ニ至極簡單デゴザイマスカラシテ讀會省略ニナリマシテ直チニ御贊成可決アラムコトヲ希望イタシマス

○田中芳男君 讀會省略贊成

○子爵會我祐準君 贊成

○子爵高野宗順君 チョット私ハ委員長ニ質問ガゴザイマス、質問イタシテ宜シウゴザイマスカ

○副議長(侯爵黒田長成君) 宜シウゴザイマス

○子爵高野宗順君 ソレデハ岩倉サンニ其御席カラテ宜シウゴザイマスガ、チヨット伺ヒマス、此第六ノ官吏恩給法中ノ改正法律案ノ中ニ、郡區判任官ト云フコトガゴザイマスガ、唯今御説明ノ中ニモ私ハ少シ伺ヒ漏シマシタカ知レマセヌガ、又或ハ伺ヒ違ヒテ致シタカモ存ジマセヌガ、「郡區」トゴザイマス此「郡」ト云フモノ、謂ハユル郡長トカ或ハ書記ト云フモノハ……郡長ハ高等官、ソレカラ書記ハ判任官ト私ハ心得テ居リマスガ、區長ト云フモノハ別ニ資格ハ無イ、公選ノモノデアルカラ、資格ガ無イヤウニ心得テ居リマス、ドウ云フモノデアリマスカ、是マデ全體、郡長書記並ニ區ノ方デアレバ區長書記ト云フ者ハ恩給年限ニ依ツテ恩給ヲ下付セラレテ居タノデゴザイマスカ、ソレヲ一ツ伺ヒタイノト、ソレカラ區ニハ區長トカ或ハ書記ト云フモノハ判任官ノ或ハ高等官ト云フ資格ハ無イト思テ居リマスガ、之ニ郡區トアリマスカラ、區ノ方ニモ高等官判任官ガ有ルヤウニ見エマスガ、區ニハ判任官奏任官ト云フモノハ無イヤウニ思ツテ居リマスガ、其區別ヲ委シク伺ヒタイ

○公爵岩倉具張君 詳細ノコトハ政府委員ニドウカ……

○子爵高野宗順君 ソレデハ政府委員ヨリ御答辯ヲ願ヒマス、ソレカラ尙ホ附言シテ置キマスガ、第七ノ方ノ官吏遺族扶助法中改正法律案、此方ニハ果シテ區ガ脱イテゴザイマス、「郡判任官」云々トアリマス、前ノ第六ノ方ニハ「郡區」ノ「區」ノ字ガ一字這入ツテ居リマスカラ疑ヒガ起リマス、ドウカ能ク分ルヤウニ御答辯ヲ願ヒマス

〔政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕
○政府委員(若槻禮次郎君) 恩給法ノ出マシタ當時ニ於テハ、北海道ナドニ於テハ區ト云フモノガ矢張り郡ト同ジヤウニアリマシテ、區長ト云フ者ハ郡長ノヤウナコトヲシテ居リマシタ、區書記ト云フ者ハ郡書記ノヤウナ事務ヲ執ツテ居ッタノデゴザイマス、是ガマダ彼所ニ市町村制度ノ行ハレマセヌトキニハ、矢張りサウ云ウヤウナ職務ヲ執ツテ居リマシタノデ、ソレ等ヲ郡書記ト同様ニ看做ス必要ガアツテ郡區ト云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、今日ハ御質問ノ通り或ハ區ト云フコトハ要ラヌカモ知レマセヌ、ケレドモ恩給法ノ出マシタ當時ニ於テハ其必要ガアリマシタノデ、其文章ガソコニ遺ツテ居

ルノデアリマス、唯今ソコヲ唯改正スルノデアリマスカラ、從前ノ條文其儘ヲ採ッテ出シタダデアリマスノデ、沿革上カラ左様ニナッテ居ルト御承知ヲ願ヒタウゴザイマス

○男爵中川興長君 讀會省略賛成

○男爵西五辻文仲君 賛成

○男爵徳川厚君 賛成

○伯爵大木遠吉君 賛成

○男爵田健治郎君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 讀會省略ノ動議ニハ定規ノ賛成者ガゴザイマシタト認メマス、三案トモ讀會省略ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○副議長(侯爵黒田長成君) 三分二以上ト認メマス、讀會ハ省略セラレマシ

タ

○副議長(侯爵黒田長成君) 三案トモ原案ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○副議長(侯爵黒田長成君) 過半数ト認メマス

○副議長(侯爵黒田長成君) 第九、沖繩縣農工銀行補助ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

沖繩縣農工銀行補助ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月六日

右特別委員長

伯爵 大木 遠吉

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵大木遠吉君演壇ニ登ル〕

○伯爵大木遠吉君 本員ハ沖繩縣農工銀行補助ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過竝ニ其結果ヲ御報告イタシマス、委員會ハ二月ノ六日ニ開キマシテ、審議ノ結果、之ヲ可決スルモノト決シマシテゴザイマス

〔議長公爵徳川家達君議長席ニ著ク〕

大體ノ理由ハ御手許ニ回ッテ居リマスル理由書ニ於テ能ク説明セラレテ居リマスノデ、其以上餘リ申上ゲルコトモアリマセヌガ、委員會ニ於キマシテ審議ノ結果ヲ多少茲ニ御説明ヲ致シマス、元來此農工銀行ハ各府縣ニ於キマシテ株主トナリマシテ其地方ノ農工事業ヲ經營シテ行クト云フ本旨デアリマシタ、然ルニ其當時、沖繩縣ハ特別ノ事情ガゴザイマシテ、農工銀行補助法ノ除外トナリマシテ別ニ交付金ヲ年々五千圓ヅ、交付スルト云フ仕來リデアリマシタガ、去ル明治四十二年、沖繩縣モ各府縣ト同一ニナルコトニナリマシタニ依ッテ、今回此法律案ガ出タ次第デアリマス、全體此各府縣ニ交付スル額ハ凡ソ有租地百町ニ付キ七十圓ト云フノガ目安デアリマスガ、沖繩縣ハ其筆法ニ依ッテ打算シマス、十萬圓マデハ參ラヌ、即チ八萬何千圓ト云フ高デアルサウデアリマスガ、沖繩縣ノ狀態ガ多少補助ヲスル方ガ宜シイ、謂ハユル文化ノ低イガ故ニ之ヲ補助スルガ宜カラウト云フノデ、十萬圓ト云フ高ニナッタ次第デアリマス、而シテ其十萬圓ノ高ハ何カラ割出シタカト云フト、從來五千圓ヅ、交付シテ居ッタ金額ヲ五朱ニシテ換算スルト十萬圓ニナル、故ニ十萬圓ヲ限度トスルト云フコトニナッタ次第デアアルサウデアリマス、大體ニ於テ委員カラモ多少ノ質問ヲ爲シ、多少ノ説明モ受ケ致シマシタガ、要スルニ極メテ簡單ニシテ明白ナル案デアリマスカラ、エライムヅカシイ議論モ餘リアリマセヌデシタ、要スルニ此案ハ是認スベキモノトシテ、之ヲ滿場一致ヲ以テ可決シタ次第デアリマス、此段御報告イタシマス

○男爵徳川厚君 此案モ前同様、簡單ナル案デアリマスカラ、讀會ヲ省略サレテ直チニ確定セラレムコトヲ希望イタシマス

○子爵曾我祐準君 賛成

○子爵堀田正養君 賛成

○伯爵柳原義光君 賛成

○男爵中川興長君 賛成

○子爵板倉勝達君 賛成

○男爵安場末喜君 賛成

○子爵本莊壽巨君 賛成

○磯邊包義君 賛成

○伯爵萬里小路通房君 賛成

○伯爵德川達孝君 贊成

○男爵長松篤斐君 贊成

○男爵田健治郎君 贊成

○議長(公爵德川家達君) 德川男爵ノ讀會省略ノ動議ニハ定規ノ贊成者ガアツタト認メマス、德川男爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 本案特別委員長ノ報告通リテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十、民事訴訟法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

〔河井書記官朗讀〕

民事訴訟法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

明治四十四年二月四日

衆議院議長 長谷場 純孝

貴族院議長公爵德川家達殿
民事訴訟法中左ノ通改正ス

第六十八條 削除

第四百四十八條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ事件ノ差戻ハ申立ニ因リ控訴裁判所ノ他ノ民事部ニ之ヲ爲スコトヲ得

事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ新口頭辯論ニ基キ裁判ヲ爲スコトヲ要ス但前項ノ場合ニ於テハ破毀セラレタル判決ニ干與シタル判事ハ其裁判ニ參與スルコトヲ得ス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十一、裁判所構成法中改正法律案、衆

議院提出、第一讀會

〔河井書記官朗讀〕

裁判所構成法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

明治四十四年二月四日

衆議院議長 長谷場 純孝

貴族院議長公爵德川家達殿
裁判所構成法中左ノ通改正ス

第二十三條第一項中「若ハ休暇ノ始」ヲ削ル

第二十四條第一項中「休暇中ヲ除キ」ヲ削ル

第二百二十七條 削除

第二百二十八條 削除

第二百二十九條 削除

第三百十條 削除

○子爵高野宗順君 此兩案ハ政府ノ案デナクシテ衆議院ノ方カラ出テ居ルノデアリマスカラ、ドナタガ御説明ト云フコトモゴザイマスマイケレドモ、政府ノ方デ此案ト云フモノハ兩案トモデスナ……斯ウナレバ便宜デアルトカ、或ハ是ハ政府ガ同意ガシニクイトカ、何レ委員ニ付託ニナリマシテ委員會ノトキニ委シク話ハ出マセウケレドモ、我々一般ノ者ガ皆委員ト云フ譯デハゴザイマセヌカラ大凡ソ伺ッテ置キタイノデアリマスカ、政府ノ方デハドウ云フ考ヘテ持ッテ居ラレマスカ、此所デ御説明トカ御答辯トカ云フコトガ出來マスルナラ一應伺ッテ置キタイ

○議長(公爵德川家達君) 高野子爵ニ申上ゲマスガ、兩案ト今仰セラレマシタガ、第十八條既ニ濟ミマシテ第十一ニナリマシタカラ、第十一ノ法案ニ付イテ政府ノ意見ヲ御確メニナリタイト云フノデスカ

○子爵高野宗順君 ハイ

〔政府委員河村讓三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(河村讓三郎君) 裁判所構成法中、裁判所ノ休暇ニ關スル規定ガゴザイマシテ、七月中旬ヨリ九月中旬ニ至ル二箇月ノ間ハ急ヲ要スル事件ノミヲ取扱ヒマシテ、普通ノ事件ハ取扱ヲ停止スルコトニナッテ居リマス、然ルニ其期間内ト雖モ事件ノ取扱ヲ停止セネバナラヌト云フ格段ノ理由ハ無イ

ト考ヘラレマス、寧ロ平常ノ如クニ事件ヲ取扱ヒマシテ訴訟ノ進行ヲ圖リマ
スコトガ機宜ニ適シタル處置デアルト考ヘラレマス、左様ニナリマシテモ裁
判官ハ一般官吏ト同ジク事務ニ差支ナキ限リニ於キマシテ、休暇ヲ賜ハルコ
トハ出來マスノデアリマス、構成法ハ極メテ重要ナル法律デゴザイマスカラ
濫リニ改廢ハ許シマセヌガ、休暇ノ廢止ニ付キマシテハ當局ニ於キマシテモ
數年來研究ヲ致シマシテ略、決スル所ガアリマスノデゴザイマス、前期ノ議會
ニ類似ノ法案ガ衆議院ヨリ提出サレマシテ、其案ハ休暇ヲ半減シテ一箇月ニ
スルト云フ案デアリマシタガ、趣旨ガ貫徹イタシマセヌ故ニ政府ハ反對イタ
シマシタ、當貴族院ニ於カレマシテ否決サレタカト記憶イタシテ居リマス、
本案ニ付キマシテハ以上申上ゲマシタ通りデアリマスカラ其趣旨ヲ御參酌ノ
上、御審議相成リタイト考ヘマス

○子爵高野宗順君 尙ホ伺ヒマスガ、チヨットドウゾ其所デ御答辯ヲ願ヒマ
ス、結局成ルホド此議場ニ於キマシテ可トカ否トカ云フコトニナリマスレバ
已ムヲ得マセヌケレドモ、政府ノ方デハ此改正案ニハ御不同意デアリマスノ
デスカ、其御意思ダケヲチヨット伺ヒタイノデス

〔政府委員河村讓三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(河村讓三郎君) 本案通過ノ上ハ政府ニ於キマシテ同意ヲ致シマ
スル考ヘデゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十二、羽越線速成ノ請願、第十三、里
道整理ノ請願、第十四、區裁判所出張所設置ノ請願、會議

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下
之ニ倣フ〕

意見書案

羽越線速成ノ件

新潟縣北蒲原郡新發田町新發田本村平民農中屋重道外七十六名呈出
右ノ請願ハ新潟縣新發田ヨリ山形縣米澤ニ至ル鐵道ノ敷設ハ地方産業ノ發
達ニ關スルコト最深ク且軍事上ノ必需ヲ充タスモノナルヲ以テ之ヲ第一期
線ニ線上ケ速ニ起工セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇
スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

意見書案

里道整理ノ件

廣島縣神石郡小島村平民農平川榮三郎呈出

右ノ請願ハ我國ノ里道ハ甚タ整備ヲ闕キ交通ニ不便ニシテ又土地ノ利用ヲ
妨ケ産業ノ發達ニ害アルヲ以テ全國ノ里道ヲ最簡便ニ整理改善スルノ方法
ヲ設ケラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

區裁判所出張所設置ノ件

島根縣那賀郡杵束村長栗柄太三郎呈出

右ノ請願ハ濱田區裁判所三隅出張所管内ハ僻陬ノ山間ニシテ區域廣ク交通
不便ヲ極メ登記事務ノ爲往復ノ時日ト費用トヲ要スルコト夥シキカ故ニ同
出張所管内長安杵束黒澤ノ三村ト濱田區裁判所所管高城村トヲ一區域トシ
之ヲ管轄スル區裁判所出張所ヲ其ノ中央ナル島根縣那賀郡杵束村ニ設ケラ
レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因
テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

○男爵石黒忠愼君 此第十三ノ里道整理ノ件デゴザイマスルガ、是ハドウ云
フ趣旨デゴザイマセウカ、此文面上デハ誠ニ茫漠トシテ分リマセヌノデ、其
趣旨ヲ請願委員ノ分科ノ主査カラデモ御説明ヲ願ヒタイ

○田中芳男君 此請願書ト云フモノハ本人ガ出シマシタノハ、文書表ヨリモ
チット委シク書イテアリマスカラ、之ヲ見マスレバ、マダシモ其趣意ハ分リ

マシガ、兎ニ角本人ノ申シマスル所ハ、日本全國ノ里道ト云フモノハ縣々ノ都合ニ依ッテ處理シテ居ルケレドモ、ヤレバ何トデモ出來ルモノデアル、別ニ政府ノ資金ヲ要スルト云フノデハナイ、矢張り縣費ダノ郡費ノ方デ取扱ガ出來ルモノデアルカラ、サウ骨ノ折レタモノデナイ、此文明ノ世ノ中ニ他ノ交通機關ガ開ケルト共ニ里道ト云フモノモ國道ト同ジヤウニ整理シテ行ク、交通ヲ便利ニセネバナラヌノニ、從前ノ儘ニナッテ居ッテ未ダ手モ著カヌ所ガ多イ、是ハ是非トモ何トカ方法ヲ立テ、置イテ少シモ人民ノ不便ヲ感ジナイマデニヤル方針ヲ立テ、貫ヒタイ、ト云フコトニナッテ居リマシテ、今急ニ日本全國ノ里道ヲ改正シテ吳レロト云フヤウナ急速ナ話デハナイ、目的ヲサウ云フ風ニ立テ、置イテ追々ニ里道ノ改正ヲシテ貫ヒタイ、斯ウ云フ希望ヲシク受取リマシテゴザイマスルガ故ニ、是ハ此儘里道ノ不十分ノ儘置クト云フコトハ誰モ望ムコトデハナイカラシテ、是ハ採擇シテ宜イト云フコトニナリマシタ次第デゴザイマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

○男爵石黒忠惠君 唯今承リマシテ了解イタシマシタガ、是ハ何人モ希望シテ居ルノデ、不便ナモノヲ便利ニスルコトハ望ムコトデアリマスガ、何カ之ニ付キマシテハ方法ガ添ウテ居リマスノデゴザイマセウカ、唯不便ナモノヲ便利ニスルト云フ、斯ウ云フ理窟ニ止マリマスノデスカ、ソレヲ伺ヒタイ

○田中芳男君 其様ニ委シイ方法ハ書イテナイ、謂ハユル此所ニ書イテアル通り改善スル方法ヲ設ケテ貫ヒタイト云フノデ、政府ノ方ニ凭レテ來テ居ル、本人ガ斯様ニシテクダサイト云フ自分ノ説ハ立テ、ナイノデゴザイマスカラ左様御承知ヲ願ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 今、問題ニナッテ居リマス請願ハ請願委員長ノ報告通りデ御異存ゴザイマセスカ

「異議ナシト呼フ者アリ」
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十五、山陰縱貫鐵道連絡線速成ニ關スル請願、第十六、郵便局設置ノ請願、第十七、郵便局設置ノ請願、會議

意見書案

山陰縱貫鐵道連絡線速成ニ關スル件

島根縣那賀郡濱田町長俵平吉呈出

右ノ請願ハ山陰縱貫鐵道ノ完成ハ石見地方ニ於ケル交通ノ利便ヲ開發シ文化ヲ進メ事業ヲ振興セシムルニ必要ナルヲ以テ商業ノ殷盛ナル濱田港ヨリ東西ニ起工シ速ニ之ヲ竣成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

郵便局設置ノ件

島根縣那賀郡木田村長佐々岡延藏呈出

右ノ請願ハ島根縣那賀郡木田村ハ郵便物ノ集散夥シキニ拘ラス郵便局ノ設置ナキカ爲ニ通信爲替貯金等ニ不便甚シキヲ以テ速ニ同村ニ郵便局ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

郵便局設置ノ件

島根縣那賀郡井野村蘆谷村組合村長三浦慶太郎呈出

右ノ請願ハ島根縣那賀郡井野村ハ郡内ノ大村ニシテ運輸交通頻繁ナルニ拘ラス明治十九年井野郵便局ヲ廢シ其ノ事務ヲ三隅局ニ屬セシメラレタルヨリ以來村民ノ不便少カラズ殊ニ客年同村カ蘆谷村ト組合ヲ設置シタルヨリ諸種ノ郵便物増加シ通信上ノ不便ヲ感スルコト倍甚シキヲ以テ井野村ニ郵便局ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

○議長(公爵徳川家達君) 是モ請願委員長ノ報告通りテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十八、松江監獄濱田分監移轉ニ關スル請願、第十九、老樹大木保護ノ法ヲ設定セラレタキ請願、第二十、飛越鐵道速成ニ關スル請願、會議

意見書案

松江監獄濱田分監移轉ニ關スル件

島根縣那賀郡濱田町長俵平吉呈出

右ノ請願ハ松江監獄濱田分監ハ濱田町ノ中央ニ位シ且公園ニ接近シ位置不適當ニシテ同町ノ發展ニ障碍アルヲ以テ更ニ同町内ニ適當ノ地ヲ選ミ速ニ移轉セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

老樹大木保護ノ法ヲ設定セラレタキ件

岡山縣眞庭郡勝山町士族農佐野篤太郎呈出

右ノ請願ハ木材ノ需要ハ近年頗増加シ濫伐殆其ノ極ニ達シ殊ニ大材ノ供給將ニ缺乏ヲ告ケムトス如キハ實ニ國家ノ大患ナルカ故ニ速ニ相當ノ法律ヲ制定シ以テ老樹大木ヲ保護セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

飛越鐵道速成ニ關スル件

富山縣富山市市長井上政寬呈出

右ノ請願ハ富山市ヨリ飛濃兩國ヲ經テ東海道線ニ連絡スル飛越鐵道ハ經濟上並軍事上至緊至要ノモノナルヲ以テ起工ノ時期ヲ繰上ケ之ヲ速成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

○議長(公爵徳川家達君) 是モ請願委員長ノ報告通りテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十、第十一ノ特別委員ハ同一委員デ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス

〔太田書記官長朗讀〕

明治四十一年法律第十一號中改正法律案外一件特別委員

子爵板倉 勝達君 子爵青木 信光君 子爵水野 直君

男爵千秋 季隆君 男爵本多 政以君 得能 通昌君

仁尾 惟茂君 田島 竹之助君 杉下太郎右衛門君

東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案特別委員

侯爵花山院 親家君 伯爵中川 久任君 小野田 元熙君

男爵石黒 忠惠君 男爵眞田 幸世君 男爵伊丹 春雄君

男爵淺野 守夫君 山田 春三君 久保市三郎君

民事訴訟法中改正法律案外一件特別委員

男爵北畠 治房君 子爵本莊 壽巨君 子爵松平 親信君
男爵若王子 文健君 奥山 政敬君 加太 邦憲君

兒玉 淳一郎君 澤原 俊雄君 道源 權治君

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ本院彙報ヲ以テ通知ニ及ビマス、
本日ハ是デ散會イタシマス

午前十時四十五分散會